

(社)著作権情報センター 5月著作権研究会

(2005.5.19 14:00~16:00 アルカディア市ヶ谷)

## **著作物の個数論による 著作物概念の再構成**

弁護士・ニューヨーク州弁護士・弁理士 山本 隆司

## はじめに

ただいまご紹介いただきました山本です。今日のテーマは、「著作物の個数論による著作物概念の再構成」としてはいますが、著作物の個数論というのはあまり文献等でも議論されていないように思います。ですから、今日のテーマを見て、どういうことが論点になるのかがあまりピンとこないのではないかと、したがって、お集まりいただく方も少ないのではないかと感じておりましたが、大勢お集まりいただきましてありがたい限りです。

### 1. 個数論の意義

この個数論について、今申し上げましたように、どういう点がそもそも問題になるのかを確認しておくところから始める必要があると思います。

#### (1) 文アプローチと小説アプローチの対比

たとえば、ここに小説があって、その小説は短いもので100個の文章からできており、その中に創作性が認められるのは、10個の文章しかないという場合を考えてみます。

一つの考え方では、創作性のある、一つひとつの文章がそれぞれ一つの著作物だと理解します。私は、実は、こういう考え方があるとは思っていなかったもので、ある著作権にお詳しい方と議論しているときにそういう意見が出てきて、驚いたという経験があります。そういうアプローチも一つあり得ます。これを、文アプローチと呼ばせていただきます。

もう一つは、この100個の文章から成り立つ小説全体が一つの著作物であるが、その中に10個の文章に創作性があれば、著作権によって保護されるのが、その10個の文章だけだという考え方です。これを「小説アプローチ」と、とりあえずここでは呼ばせていただきます。

では、著作権法の適用において、文アプローチか、あるいは小説アプローチか、これによって結論が違ってくるのか、著作権法の適用に違いが出てくるのかということを見ていきたいと思います。

また、そもそも個数論というのは必要ないという意見もあると聞いております。

## ( 2 ) 共同著作物の成否

ここではまず、共同著作物が成り立つかどうかという著作権法 2 条 1 項 12 号の適用の有無を考えてみたいと思います。共同著作物は、「二人以上の者が共同して創作した著作物であって、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができないものをいう」という定義がなされています。

したがって、たとえば、一つの小説が 5 節からできており、その 5 節を 5 人が、構想、筋書きを協議したうえで、それぞれ 1 節ずつ分担して執筆したという場合に、これが共同著作物になるのかどうか。この問題への解答は、先ほどの文アプローチと小説アプローチで違ってきます。

文アプローチの場合には、一つひとつの文が一つの著作物ですから、一つの文を 2 人の人間が共同してつくったということは、この事例の場合には発生しません。各節は 1 人の人間しか書いておりませんので、一つひとつの文ごとで見ますと、1 人の人間しか書いていない。ところが、小説アプローチの場合には、小説全体を一つの著作物として見ますので、これについて複数の人間が執筆している、創作しているということによって、共同著作物かどうかということが問題になり得ます。

共同著作物となるか否かについて、次の後段の「その各人の寄与を分離して個別的に利用すること」という要件がかぶりますので、小説アプローチの場合には共同著作物となると断言はしませんが、その可能性が出てきます。ここに、文アプローチと小説アプローチによる結論の違いが出ます。

## ( 3 ) 著作物発行の有無

次に、著作物の発行について、著作権法 3 条が規定しています。「著作物は、その性質に応じ公衆の要求を満たすことができる相当程度の部数の複製物が著作権者又はその許諾(……)を得た者若しくは出版権者によって作成され、頒布された場合(……)において、発行されたものとする」と規定されています。

そこで、たとえば、ある小説の全体が 3 部しか複製頒布されなかったが、その小説の一部が 1000 部頒布されたというような事例を考えてみます。3 部は、発行の概念でいうところの「公衆の要求を満たすことができる相当程度の

部数」には入らないと思います。しかし、1000部は、相当程度の概念に当てはまると思います。

この場合に、文アプローチでいきますと、そもそも小説中にある1000部複製頒布された部分に含まれる一つひとつの文が著作物となりますので、発行の有無というの、その一つひとつの文について考えられることとなります。

しかし、小説全体を一つの著作物として見た場合には、一部分であっても1000部が複製頒布されているということで、著作物全体が発行されたということがいえるのか、それとも全体については、3部しか複製頒布されていないから発行に当たらない、と解釈するのかという次の次元の問題になってきます。

#### (4) 氏名表示義務の有無

次に、氏名表示権について考えてみたいと思います。著作権法の19条は、「著作者は、その著作物の原作品に、又はその著作物への公衆への提供若しくは提示に際し、その実名若しくは変名を著作者名として表示し、又は著作者名を表示しないこととする権利を有する」と規定しています。

この場合に、先ほどの文アプローチでいきますと、10個の創作性のある文がありますので、その10個が著作物として存在します。したがって、その一つひとつの文に著作者表示が必要かという問題になります。10個ありますから、10個の著作者表示が必要か。この条文を適用しますとそういうことになります。しかし、小説全体が一個の著作物だと考えると、この19条の適用においては、著作者名の表示は一個あれば足ります。文アプローチと小説アプローチで、このような違いが生じます。

#### (5) 同一性保持権侵害の成否

同じように、同一性保持権の適用についても文アプローチと小説アプローチとで異なった結論になります。著作権法の20条はこのように規定しています。「著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。」

この場合、文アプローチからいきますと、その創作性があると認められた文ごとに著作物となりますので、その文の同一性だけを保持すればいい。それ以

外の創作性が認められなかった文については、変更を加えても同一性保持権の侵害にはならないという結論になります。しかし、小説全体が一個の著作物だと考えますと、その一部の文章に創作性があることによって小説全体が著作物として保護を受ける。そうすると、この 20 条の規定は、小説全体に及ぶ。したがって、創作性のない文について改変を加えることも、この 20 条の侵害を構成し得る結論になります。

#### ( 6 ) 継続的刊行物に対する保護期間の適用の有無

著作権法 56 条には、継続的刊行物の保護期間が定められています。そこでは、「第 52 条第 1 項、第 53 条第 1 項及び第 54 条第 1 項の公表の時（これは保護期間の規定ですが、公表が起算点となっているものです）は、冊、号又は回を追って公表する著作物については、毎冊、毎号又は毎回の公表の時によるものとし、一部分ずつを逐次公表して完成する著作物については、最終部分の公表の時によるものとする」と規定しています。

もし小説の中のある創作性のある文が、2 回にわたって分割して公表されたという場合、ほとんど現実にはないと思いますが、万一そういうことがあった場合にのみ、文アプローチでは、この 56 条の適用があることになります。

しかし、小説アプローチ、つまり小説全体が一個の著作物であるとすると、創作性のある文が切られたかどうかという問題ではなく、小説全体がいくつかに分割して出されたかどうかだけが、この 56 条では問題になるという結論になります。

#### ( 7 ) 著作権登録料の金額

さらに、この文アプローチを採るか小説アプローチを採るかによって深刻な問題が発生しますのは、著作権の登録の問題です。ここでは例として著作権譲渡の登録について考えますと、登録免許税が 1 件当たり 1 万 8000 円かかります。文アプローチの場合、一つの小説の中に 10 個の創作性のある文章があるとし、その小説中の 10 個を保護するためには、10 件、つまり 18 万円の登録免許税が必要ということになります。しかし、小説全体が一つの著作物だということになると、1 万 8000 円、1 件分だけで足りるということになり

ます。

文を一個の著作物として、それごとに 1 件 1 万 8000 円取るようなことは現実にはないだろうと思われるかもしれませんが、【資料 1】は見にくいかもしれませんが、私が関与した事件でアメリカのイラストレーター、ローズ・オニールが作りしました、キューピーの絵本みたいなものです。これはこの 1 枚だけです。絵と文章が書いてありますが、これについて著作権登録を日本で行いました。見ていただくとわかるのですが、紙 1 枚にストーリーが書いてあります。そのストーリーを具体化するイラストが付け加えられています。

これを登録するために文化庁に申請しましたら、「この中にはイラストが、この部分とこの部分とこの部分とこの部分とこの部分に、それにこれ、1 つ 2 つ 3 つ 4 つ 5 つ 6 つ 7 つイラストがある、したがって、7 件として申請しろ」と言われました。というところから、まさに文アプローチ的な著作権登録の仕方も要求されることがあり得るということです。この場合には、最終的には 1 件の登録手続きで文化庁には受け取ってもらいました。

文化庁は、この中にはイラストが 7 つあるという文アプローチを主張しました。その中の一つに、10 人のキューピーが並んでいるイラストがあります。文化庁はこれを一つの著作物と主張しました。しかし、10 人のキューピーが並んだイラストには周りを囲む枠があるものの、絵としてはそれぞれ独立しています。文化庁に対して、もしそのような解釈をするのなら、なぜこれについてはキューピーの一つひとつが別々の著作物であるといわないのか、それぞれ別々の著作権の登録が必要だという主張をしないのかという反論などをしまして、結局全体を一つの著作物として著作権登録手続きを認めていただいた次第です。

#### ( 8 ) 損害賠償額の算定

さらに、損害賠償額の算定について、文アプローチと小説アプローチの違いを見ていきたいと思います。例として、やはり同じく一つの小説が 100 個の文章から成り立っているという例を考えてみます。侵害者がそのうちの 70 個の文章だけを複製した。そのときに損害賠償額としていくら要求できるか。つまり 100 分の 70 として損害賠償請求ができるのか。あるいは、この小説の中

に創作性があるのは 10 個の文章であり、たまたまその 10 個の文章だけが侵害者によって複製されていたとすると、複製された創作的文章である 10 個について侵害が認められることになって、100 分の 10、もしくは全体で 10 個ですから、それを全部複製されたということで 10 分の 10 ということになるのかというような違いが、文アプローチを採るか、あるいは小説アプローチを採るかによって違ってきます。

これに関連して、参考になる裁判例を紹介しておきます。「ホテルジャンキーズ事件」の東京高裁の判決ですが、原審、東京地裁は、複製された部分について、一つひとつに創作性がある保護されるものかどうかを判断して、その保護される部分が、全体のどれだけの割合になるのかという要素ごとに見て、損害賠償額を算定しております。つまり、ここでは全体が 100 個で、そのうち複製されたのは 70 個で、そのうち創作性のあるものが 10 個だという場合に、100 分の 10 について損害賠償を認めたこととなります。

それに対して東京高裁のほうは、100 分の 70 が複製され、その中の個々の文章ごとの創作性は 10 個しかないけれども、その 70 個についても全体としてストーリーを構成しているが、ストーリーに創作性があるので、保護の対象になる。よって、いわばその 100 分の 70 について損害賠償を認める判断をしたという事例です。

#### (9) 常識的個数論とその限界

今申し上げましたように、文アプローチと小説アプローチでは、著作権法の適用において結論が異なってきます。では、どのように著作物の個数を考えるのが適当なのか。まず常識的な理解では、小説については一話ごとに一著作物だと。詩集であれば、それぞれの節ごとに一つの著作物であって、全体を集めた詩集というのは、編集著作物になる。音楽は一曲ごとに、絵は一幅ごとに、建物は一棟ごとに、地図は一枚ごとに、映画は一話ごとに、写真は一枚ごとに、一つの著作物である。ここまでは、常識的な一つの著作物についての理解であると思います。

そこで問題になりますのは、論文の中に図解を使ったようなもの、4 コマ漫画、オムニバスのようなもの、シリーズものなどの、長編ものです。

007 や水戸黄門、寅さん、サザエさんのように、シリーズものというのは設定が共通していて、ストーリーが一話一話別だというようなものです。

長編ものというのは、一話一話、ストーリーが成り立っているのですが、そのいくつかをまとめて全体で一つの大きなストーリーを構成しているものです。たとえば、『スターウォーズ』であるとか、『ハリー・ポッター』であるとか、『ロード・オブ・ザ・リング』、私が読んでおります『名探偵コナン』などのようなものです。

こういうものは、常識的に考えて、どの単位で一個の著作物として考えていいのかというのは明確ではありません。そこで、以下では一つの著作物の成すものの範囲をいくつかの切り口から見ていきたいと思います。一個の著作物の概念を、数量的広がり、時間的広がり、カテゴリー的広がり、人的広がりという4つの切り口から議論していきたいと思います。数量的な広がりとは、先ほど申し上げました文と小説全体との関係のような、同一平面での広がりのお話です。時間的広がりとは、たとえば小説であれば小説をつくる時に中間成生物として破棄した原稿などが存在します。そういうものが完成原稿から独立した著作物になるのか、完成原稿と同一の著作物を構成するのかという議論です。カテゴリー的広がりとは、一つの著作物の中に別のカテゴリーにわたる表現まで含んでいても、一つの著作物になるのかどうか、それとも別の著作物と考えるべきかの議論です。人的広がりとは、他人と一緒に作ったものについても一つの著作物になるのかどうかの議論です。

## 2. 一つの著作物における表現の【数量的】広がり

### (1) 問題の所在

まずは一番簡単な数量的な広がりから見ていきたいと思います。たとえば100個の文章からなる小説の場合、一つの文ごとに著作物が成立するのか、それとも小説全体で一つの著作物が成立するのか、という議論です。

考え方としては、先ほど申し上げました文アプローチ、つまり、一つの文で一つの著作物だというアプローチがあり得ます。ここでは、これを「最小表現説」と呼びます。

他方で、先ほど申し上げました小説アプローチ、つまり、小説全体として一

個の著作物であるという考え方があります。この考え方を採る場合でも、どういう基準に基づいて、それを一個の著作物として考えるのかについては、いくつもの考え方があると思います。その一つはいわば「取引単位説」というべきもので、要は著作物の取り引きの単位になる表現のまとまりごとに一つの著作物だというアプローチです。

取引単位説は、アメリカ的制度論では理解されやすいような考え方なのですが、なかなか基準として役に立たないように思います。というのは、先ほど申し上げました詩集などの場合、取り引きの単位になるのは本の出版であると考えますと、詩集は 1 冊のものとして取り引きされる、複製して売買されます。したがって、取引単位でいうと、詩集が一つの著作物だということになり、個々の詩自体は一つの著作物ではないということになってしまいます。したがって、このアプローチはとりえないと考えます。

つぎに、いわば「表題説」というべきものです。一つの表題が付けられた表現のまとまりを一つの著作物だという基準をとる考え方です。この説では、一つの論文の中にいくつもの節、章があって、それぞれに表題が付けられている場合、表題ごとに多数の著作物が存在し、全体として結合著作物であることとなります。この結論は現実の処理にはあまり適しません。取引単位説も表題説も、客観的な基準としては優れているのですが、現実的なアプローチとはなりえません。

もう一つの考え方として、いわば「作品説」というべきものがあります。一つの思想を表現した作品として完結し、かつ全体から独立した表現のまとまりを成すものを一つの著作物として理解するというアプローチです。

では、一つの著作物の範囲を考える基準のアプローチとして、最小表現説と作品説とでは、どちらが優れているのでしょうか。

## (2) 最小表現説の問題点

まず、最小表現説を採った場合にはいろいろ問題が発生すると思います。結論的にはこれは採れないと思います。

これを具体的に考えてみますと、たとえば、100 個の文章から成り立つ小説を書くとします。最初の第 1 文を書いたそのときに一個の著作物が成り立ち、

2 番目の文章を書いたときに、2 番目の著作物が成立して、100 個書いたときには、100 個の言語著作物とその全体でつくられる編集著作物 1 個、合計 101 個の著作物が存在することになります。

問題点の第 1 は、小説というのは常識的に一つの著作物だと理解されていますが、そういう通常理解に反するという点です。

問題点の第 2 は、先ほど申し上げましたように、著作権の登録には登録免許税がかかりますが、この考え方からいくと、101 件分の著作権登録として登録免許税がかかってしまいます。しかし、これはあまり現実的ではないのではないかと思います。

3 番目は、完成後、この著作権を出版社に譲渡する話になったときに、譲渡する小説の著作物とは何か。全体で構成されるストーリーは編集著作物ですので、全体を譲渡する場合には、編集著作物に対する著作権を譲渡するだけであって、それを構成している 100 個の言語著作物を譲渡する意思まで含むのか、疑問を生じます。このような帰結は、当事者の意思に明らかに反します。

このような点を考えて、最小表現説というのは採り得ないのではないかと考えます。

## ( 2 ) 作品説に基づく一作品の判断基準

一番現実的なのは、一番常識的な基準を与えてくれる作品説だと思います。作品説を採った場合、次のような問題について、どのように考えればいいのか検討する必要があります。

まず、最初の文章を書いた段階で、未完成の著作物が成立し、2 番目の文章を書いたときには、それも未完成の著作物に吸収されて、一個の著作物の構成要素となる。それがどんどん増えていって、100 文を書き終えたときには、100 個の文章と全体で構成されるストーリーからなる一個の著作物が完成する、と考えます。個々の文章だけであれば一つの著作物になり得るものであっても、それが全体 100 個でなぜ一個の著作物になるのかというのは、こういう発展的な形で未完成のものが完成していくという形で理解できるのではないかと思います。

次に、基準として作品説を採った場合、一つの作品とは一体なんなのか。そ

の基準をどのように考えればいいのかを検討してみたいと思います。

これは、先ほど申し上げました長編ものの作品やシリーズもののように複雑である場合に、どこまでを一つの作品として考えてどのように切れればよいか、という問題です。たとえばキャラクター設定や背景に関連性、発展性がある一連のエピソードで構成されるものの場合、それぞれのエピソードを一つの作品と見るべきか、全体として一つの作品と見るべきか。ここでの問題は、各エピソードが全体からどれだけ独立しているのか、という問題のように思います。

各エピソードが全体から独立した作品か否かを判断する基準としては、一番重要なのは、そのエピソードを構成している物語の完結性、まあ小説ばかりではないでしょうから、もっと一般的な言い方で言いますと作品思想の完結性、これが独立性の判断で一番大きいのだと思います。

作品思想の完結性が自明である場合ばかりではないので、作品の独立性を判断する補助的な基準を検討してみました。その一つは、そのエピソードないし全体をつくるときの創作者の創作意思が全体で一個であったのか、各エピソードに一個だったといえるのか、という基準です。

第2の補助的な基準は、時間的、空間的、あるいは経済的に創作行為として一体性があるのかどうかという基準です。これも作品の独立性を見るポイントになると思います。

第3の補助的な基準は、発表、公表行為の一回性、つまり一回で公表されたものか、あるいは分断して公表されたものかという基準です。先ほど紹介しました著作権法56条は継続的刊行物における保護期間を定めていますが、その2項に参考になる規定が入っています。継続的刊行物の場合には、全体として一つとして見られて、最後のものから起算するのですが、その継続期間が3年以上にわたっている場合はそこで切れていると見るという規定です。3年以上にわたっているような場合には、それだけで別の著作物と見るという、こういう規定も一つの参考になると思います。

#### (4) 具体例の分析

今挙げた基準を、具体的事例に当てはめてみます。『名探偵コナン』という漫画があります。ご存じない方も多いと思いますので、若干紹介しておきます

と、主人公は高校生の私立探偵なのですが、ある犯罪組織の開発した薬によって小学生に変身させられてしまいます。そこで、高校生に戻るための薬を見つけることを目的にして、毛利探偵事務所に居候します。その毛利探偵事務所に居候している間にいろいろな事件が舞い込んできて、名推理で謎解きをしていくというエピソードによって、話が展開されていきます。その各エピソードの展開の中で、彼を高校生から小学生に変えた犯罪組織に少しずつ近づいていくという全体で構成されるストーリー展開も存在するわけです。物語の各エピソードについての完結性という点から見ると、事件の謎解きは各エピソードで完結しています。他方、エピソードの中には、犯罪組織に近づいていくという全体のストーリー展開に全然関係のないエピソードもたくさんあります。この全体としての作品としての完結性は、この『名探偵コナン』の場合には、かなり弱いと思います。

したがって、各エピソードごとに一つの著作物であり、全体としては結合著作物であると見られるように思います。

次に、『ハリー・ポッター』ですが、これは『名探偵コナン』と違い、もっと各エピソード間の関連性は強いものです。ただ、少なくとも各エピソードの事件の展開は、各エピソードごとに完結しています。各エピソードごとに問題が起こり、各エピソードごとにその解決が完了しています。そういう意味で、やはり各エピソードごとの物語の完結性はかなりはっきりしています。ちなみに、その創作意思の個性という点について見ると、各エピソードが創作されるごとに公表されており、全体もまだ未完結という状態です。というところからも、各エピソードごとに一個の著作物だというのは認めやすいように思います。

『ロード・オブ・ザ・リング』には、小説とそれを映画化したものとの両方があります。小説では、各エピソードは全体の中の一場面を構成しているだけで、ストーリーとしては全体で完結するという性格がかなり濃厚です。公表も全体として一回で公表されているというところからすると、小説の『ロード・オブ・ザ・リング』は、全体として一個の著作物と見るのが適当だと思います。

他方、映画の『ロード・オブ・ザ・リング』は、全体が3回のエピソードに分けられているので、小説と同じように考えることはできないように思います。

映画のほうは、制作自体 1 回で全部並行してつくられています。すなわち、創作行為は全体として一個と見ることもできますし、ストーリーとしての流れも小説と同じですので、物語の完結性も全体として一個の著作物だということに見やすい面があります。しかし、この公表行為という点に着目すると、3 回に分けられて公表されています。創作行為で見ますと、全体を 1 度に撮影しているのですが、各エピソードごとに編集しています。経済的な意味でも、興業が各エピソードそれぞれでなされています。結局、どちらとも判断するのはなかなか難しいのですが、映画単位で一個の著作物と見ることもできるだろうと思います。

次に、映画『スターウォーズ』ですが、これは全体としての物語の完結性はかなりはっきりしています。ただ、その中で各エピソードも、話が一応完結するという形になっています。

創作行為の一個性から見ると、各エピソードが 3 年ごとに単発単発でつくられています。公表も 3 年ごとになされているというような点から、各エピソードごとに一つの著作物と見られるのではないかと思います。

### 3 . 一つの著作物における表現の【時間的】広がり

#### ( 1 ) 問題の所在

次に、時間的な広がり of 観点を検討したいと思います。ここでどういう問題が生じるかということ、たとえば小説では、何度も推敲を重ねて完成されます。その過程で表現の修正増減が行われ、場合によってはエピソードが追加され、あるいは削除される、あるいは変更されるということが起こります。とくに、ワープロが使われるようになって、その過程でどんどんプリントアウトします。それをチェックしてワープロ上で修正して、またプリントアウトします。そういう形で、途中経過のものがプリントアウト、すなわち有形的なものに複製された形で発生します。このとき発生したものを中間生成物といわせていただきますが、これを、完成した著作物とは別の著作物と見るのかどうかという問題です。

一つの考え方としては、中間生成物は原著作物であり、完成したものはその二次的著作物であると考えられるアプローチがあります。単純に考えればこういう

考え方になると思います。このアプローチを「二次的著作物説」という呼ばせていただきます。

ほかの考え方として、この中間生成物も一個の著作物であり、完成したのも一個の著作物であり、それぞれ原著作物と二次的著作物の関係にはない、全くの独立した著作物同士だと考えるアプローチもあり得ます（「独立著作物性」）。しかし、この考え方は同じ表現の要素を二重に保護することになるので、場合によってはいつまで経っても公有（パブリック・ドメイン）に帰さず、無期限に著作権の保護を与えるという不当な結果も発生しますので、この考え方は採り得ないと思います。

そこで、もう一つの考え方として、「複製物説」とでもいうべきアプローチがあります。この場合、完成した作品のみが一個の著作物として存在し、中間生成物は全部単に完成した作品の複製物でしかないという理解の仕方です。

このアプローチによれば、途中でできたものに、完成したものと違いがある場合に、どのように理解されるのかという問題が発生しますが、これは後で検討することにします。まず、二次的著作物説の問題点について検討したいと思います。

## （２）二次的著作物説の問題点

【資料２】を見て下さい

例として、完成した作品は、表現の要素  $a + b + c \dots\dots x + y + z$ 、合計 26 個の表現の要素を含んでいるとします。これができるまでの過程で、いろいろなものができます。完成直前につくられて廃棄された原稿には、 $a + b + c \dots\dots x + y$  の表現の要素が含まれており、完成原稿との違いは、表現の要素  $z$  の有無だけだとします。

二次的著作物説では、最初につくったものを原著作物だとし、それ以降のものを全部二次的著作物として見ます。さらにその完成原稿は、その二次的著作物と見ます。結局、完成原稿で新たに付け加わった表現の要素は、 $z$  だけになります。したがって、完成原稿に対する著作権で保護される表現要素は、 $z$  だけになってしまいます。我々は、何か文章をつくるときに直前までプリントアウトします。ちょっとしか違わないようなものをいくらでもプリントアウト

します。この完成原稿に新たに付け加わったものしか保護の要素ではないとなると、完成原稿の著作権は、ほとんど中身の無いものでしかなくなってしまいます。

いかに完成した作品が立派なものであっても、完成原稿に対する著作権を譲渡する場合、譲渡された中身は、ほとんど保護されないものでしかなくなり得ます。譲渡した側、つくった人間は、これとほとんど同じものを自由に使うことができることとなります。譲渡したのは表現要素  $z$  の入っているものだけで、それ以前のものには自由に使うことができます。二次的著作物説では、完成原稿の著作権を第三者に譲渡しながら、 $z$  の代わりに  $z'$  をつくることも可能になってしまう結果になるわけです。このように考えますと、二次的著作物説というのは採り得ないと思います。

したがって、制作過程で生まれた中間生成物は、基本的に、全部完成した作品の複製物でしかないのだという複製物説のように考えるのが、最も適切なアプローチだと思います。

### (3) 複製物説の適用

そこで、中間生成物が完成作品と差異があり、その単純な一部複製物とは見えないような場合、どのように考えればいいのかという問題を検討する必要があります。たとえば、 $a$  の次の段階の  $a + b$  で、その次は  $a + b + c$  であるように単純に大きくなっていくだけではなく、作品思想が制作過程で変わってしまう場合もあります。複製物説に立った場合に、これをどのように理解したらいいのかを、考えてみます。

【資料3】を見て下さい。完成原稿は、ここでは  $a + b + x + y + z$  とします。

第1に、直近の段階の廃棄原稿の表現要素が  $a + b + x + y$  である場合には、当該廃棄原稿は、完成原稿と同様に、まさに完成作品の（一部）複製物です。

第2に、廃棄原稿の中に表現要素  $a + b + c + l + m$  から成るものがあつたとします。完成作品との違いは、完成原稿が  $x + y + z$  であるのに対して廃棄原稿が  $c + l + m$  である点です。このような違いがある場合に、これを完成作品の複製物として見ていいのかどうか。共通している  $a + b$  が重要な要素で

あって、異なる要素には創作性が無くその役割が極めて小さい場合には、作品としての同一性があり、当該廃棄原稿も完成した作品の複製物だといえると思います。このような場合、完成原稿と中間生成物は、完成作品のバージョン違いといえることができると思います。たとえば、アンディ・ウォーホルがキャンベル・スープの色違い作品を同一の機会に作成していたとすると、同一著作物のバージョン違いでしょう。バージョン違いを包含する一つの著作物が存在することは、ゲームソフトが操作方法の違いによって画面展開の相違があるのと同じです。

第3に、共通している表現要素  $a + b$  も、相違する表現要素  $l + m$  あるいは  $x + y + z$  も重要である場合には、両者は類似していても作品としての同一性はないことになると思います。当該廃棄原稿は、完成作品から独立した著作物であって、当該廃棄原稿は、完成原稿の複製物ではなく原著作物であるということになります。

第4に、仮に、廃棄原稿の表現要素が  $c + l + m$  である場合には、完成原稿と同一性・類似性が全く無く、両者は完全に独立した著作物であり、原著作物・二次的著作物の関係にもないということになります。

#### 4. 一つの著作物における【カテゴリー的】広がり

##### (1) 問題の所在

次に、「著作物のカテゴリー的広がり」について検討してみたいと思います。一つの著作物の中に、いろいろなカテゴリーに属する表現が含まれていることが可能かどうか。言い方を変えますと、一つの作品の中に  $a$  というカテゴリーの表現、 $b$  というカテゴリーの表現がある場合に、これは一個の著作物として見られるのか、あるいはそれぞれ別の著作物として考えるべきなのかという問題です。

##### (2) 音楽と楽譜

これをいくつかの事例から見てみたいのですが、最初に検討するのは、音楽と楽譜の関係です。【資料4】を見て下さい。音楽は音で表現され、音を表現要素とする著作物です。楽譜は記号によってあらわされるものです。この場

合に音楽と楽譜とはどういう関係なのか。楽譜は記号であらわされるということから、言語著作物として別に成り立つのかという問題があり得ます。というのは楽譜であっても、同じ音をあらわすために、いろいろな楽譜の書き方も存在し得ます。その書き方が最終的には音として表されるのは同じであっても、表記の仕方として創作的な表記というのも場合によってはあるのかもしれませんが。そういう別の表現としてあり得る楽譜について、別の著作物と考えることができるのかどうか。

この問題については、作品という観点から見ると、楽譜が表しているものは音楽作品自体ですから、単純に楽譜は音楽作品の複製物だと通常は考えていいと思います。ここで大事なのは、今まで議論していますように、作品が一つの著作物を成すという考え方です。

### (3) 絵本

次に、絵本について検討します。【資料5】を見て下さい。絵本は、絵と文から成り立っています。文は文として取り出せる、絵は絵として取り出せる、だから両者は別の著作物なのだと考えることもありそうです。文には文の独立性、絵には絵の独立性があるのが問題です。この縦の点線(【資料5】)は、絵と文が分離可能だということを表しています。分離可能ですが、この二つで絵本は完成しています。絵と文は、表現しようとしている一つの作品思想の構成要素を成しています。絵本としての作品には、絵も文も不可欠だと思います。絵や文を抜き出したら、また別の物として存在はしていますが、一つの作品思想を表している絵本ではなくなってしまいます。作品としての同一性は失われてしまいます。

というように、絵本の中に、絵と文という表現要素が入っていて、それが一つの著作物を成していると考えべきだと思います。

では、もともと別につくられている文があって、それを絵本にした場合を考えてみます。【資料6】を見て下さい。この場合は、もともとつくられていたものが原作品で、この絵本が二次的著作物になると思います。これは絵本の表現要素として文を含んでいるので、その二次的利用、二次的著作物になるという関係だと思います。

もし、絵本は「絵」の著作物と「文」の著作物から成る結合著作物だとすれば、絵本は元の文の二次的著作物ではなく、その文の部分は単なる複製物しかあり得ません。しかし、絵本は元の文の二次的著作物と考えるのが常識的ではないでしょうか。

#### (4) プログラムと画面表示

次に、プログラムと、プログラムによってつくられる画面表示との関係について考えてみたいと思います。【資料7】を見てください。

ソフトウェアの例として、ゲームソフトを考えますと、ゲームでつくられる画面は、映画の著作物として保護の対象になっています。それを生み出すプログラムはプログラムの著作物としての保護を受けています。したがって、単純に考えると、プログラムと、プログラムによってつくられる画面表示は、別の著作物であるということになるのですが、これらを別の著作物として見ていいのかどうかについて考えてみたいと思います。

私は、プログラムもプログラムによってつくられる画面表示も一つのソフトウェアという作品の一部でしかないと思います。プログラムも、プログラムによってつくられる画面表示も、ソフトウェアにおいて一体的な関係にあるものです。ソフトウェアは、両方の表現要素から成り立つ一つの著作物、すなわち複数のカテゴリーの表現から成り立つ「複合著作物」だと考えます。

ソフトウェアは「複合著作物」として1個の著作物であると考えた場合、では著作権法の適用はどうなるのか。プログラムの部分については、プログラム著作物としての保護を与え、画面表示については、絵画の著作物としての保護を与える。基本的にはカテゴリーに従った保護の仕方、規律の仕方だと思います。しかし、一個の著作物と考える場合には矛盾が発生することがあります。

たとえば、著作権の保護期間ですが、プログラムの場合には死後50年、しかし画面表示を映画の著作物と考えますと、公表後70年の保護期間となり、矛盾が出てしまいます。一つの著作物だと見た場合に、この著作物に適用される保護期間をどのように考えればいいのかという問題が生じます。表現としての主体がどちらにあるのかによって判断することになるのだらうと思います。

ゲームソフトのような場合には、画面が重要であって、あくまでもプログラムはそれを生成する手段でしかありません。したがって、映画の著作物と同じ保護期間を全体について考えることになるのではないかと思います。

#### ( 5 ) プログラムとデータベース

次に、プログラムとデータベースとの関係について検討してみたいと思います。【資料 8】を見て下さい。一つのソフトウェアは、多くのファイルから出来ています。プログラムを含むファイル、データベースを含むファイルなどによって成り立っています。この各ファイルごとに一個の著作物としてプログラムの著作物またはデータベースの著作物と見るのか、あるいはソフトウェア全体を一つの著作物として見るのか。ソフトウェア全体で一つの機能を果たしているわけですから、複数のファイル全体が一つの作品を成していると考えられます。

私は作品説の立場から、ソフトウェア全体が一つの著作物を構成すると理解すべきだと思います。プログラムとデータベースとの保護の違いは、先ほど申し上げたような考え方で処理すべきだと思います。

#### ( 6 ) 写真

次に、写真について検討したいと思います。そもそも写真の場合、何が写真の表現要素なのかの確認が必要です。「みずみずしいスイカ事件」というのがあります。その東京地裁の判決では、撮影時間や、露光、陰影のつけ方、レンズの選択、シャッター速度の設定、現像の手法というような写す側の工夫（写すテクニック）について、創作的な表現であると認定しています。撮られる側への工夫のことは考えていないわけです。撮る側の工夫のみを創作的な表現行為だと見ております。撮影する側の工夫についてのみ写真の表現行為を認めるアプローチを、ここでは「撮影行為説」と呼びます。

それに対して、東京高裁は、写す側のテクニックだけではなく、写されるものの選択、何を写すのかという選択、あるいはその配置の仕方まで、これも写真の創作的な要素だと見ています。このように写される側への工夫についても写真の表現行為を認めるアプローチを、ここでは「被写体決定説」と呼びます。

被写体決定説をもう少し発展させると、被写体をつくるという行為自体も、写真の表現要素としてあり得るのではないかというアプローチが考えられます。撮影の被写体を作成する行為も写真の表現行為に含まれるという考え方を、「被写体制作説」と呼ぶことにします。

【資料9】を見て下さい。この写真に表されているものは影像です。影像に写っているものは、被写体です。撮影時間であるとか、露光であるとか、陰影のつけ方、レンズの選択などというものは、結果として影像にどういうふうに現れているのかは、かなり間接的です。影像に現れているものとしては、被写体自体が直接的です。このことから、被写体をつくること自身も被写体の表現要素になり得ると考えられます。

その被写体をつくったことも写真の表現行為の一部になり得るとすると、被写体に対する著作権は写真に吸収されることになります。しかし、被写体が写真から独立した作品といえる場合には、写真のために被写体を作成したとしても、被写体自体は写真から独立した別個の著作物と考えられます。

そこで、被写体の独立性について考えると、通常は被写体をつくっても写真で撮った場合には、写真には、被写体のほんの一部の表現部分しか取り込まれません。たとえば立体の被写体を考えると、被写体自体には、写真には写らないいろいろな要素が含まれています。被写体は、写真自体から独立した表現を持ったものとして存在します。したがって、被写体それ自身は、写真から独立した著作物として見ざるを得ません。もし被写体がパネルのような場合には、つまり写るものと写真の影像自身が単純に同一であるような場合には、被写体をつくることは写真の表現行為の一部となり得るかも知れませんが、それ以外の通常の場合には、被写体の制作自身はやはり、写真から独立した著作物だと考えられるのだと思います。

#### (7) 映画

次に、もっと難しい問題ですが、映画の場合はどうなのかを検討してみたいと思います。映画の表現要素を、ここに挙げてみました。いくつか分類しておりますが、撮影的表現要素としては、ショットの構成、タイミング、カメラ

ワーク、録音。編集的表現要素としては、モジュールやカット等の手法、フィルムの編集。美術的表現要素としては、セッティング、衣装、装飾、建物、構築物。演技的表現要素としては、ポーズ、表情、ダンス、歌唱、演奏、絵画的キャラクター。物語的表現要素としては、会話、筋書、場面設定、人間関係、言語的キャラクター。音楽的表現要素としては、楽曲、歌詞などが考えられます。

映画の表現方法は、動画と音です。先ほどの写真と同じように、映画についても撮影行為にだけ表現があって、それに創作行為が認められるかどうかだけが問題になるという撮影行為説のアプローチもあり得ます。また、同じように被写体の決定のところに映画の表現要素を限定する被写体決定説のアプローチもあり得ます。さらに、現実には写るのは映像と音ですから、映るものをつくること自体、あるいは音をつくること自体もこの映画の表現要素としてあり得るという被写体制作説のアプローチもあると思います。

そこで、問題は、映画制作のために、映されるものあるいは録音されるものをつくった場合に、つくられたものが映画の表現自身として吸収されるだけで、独立性を持たないのか、という点です。【スライド35】を見て下さい。

まず、映像について考えてみます。映像については先ほど写真のところで申し上げましたように、被写体の制作が問題になりますが、写真と同じように基本的には映画からの独立性があると思います。

次に、音楽も映画からの独立性が認められると思います。ただ、音楽の中でも、映画の中で演技者が即興で歌ったような場合、映画自体と不可分ですし、これについて映画からの独立性を認めるというのは難しいと思います。

最後に、映像の連続によってつくられるストーリーについてですが、このストーリーの元になっているのは脚本です。あらかじめ存在した脚本を使う場合と、この映画をつくるためにわざわざつくってもらった場合と、映画が出来上がって、それから脚本を映画から抽出するという場合とが、考えられます。脚本が元々から存在したものであれば、その脚本が原著物であって、それを映画の中でストーリーという形でコピーされ、映画はそれの二次的著作物になるという関係だと思えます。

しかし、映画のために脚本をつくったと、つまり映画の製作過程において生

まれた脚本であれば、これは、たとえプリントアウトしたものがあつたとしても、それは先ほど申し上げました中間生成物と同じで複製物に過ぎない。なぜなら、脚本というのは映画でつくられるストーリーそのものだからです。映画と同一性がありますが、映画からの独立性はないと考えます。

#### ( 8 ) 楽曲と歌詞

最後に、音楽における楽曲と歌詞との関係について検討してみます。【資料 11】を見て下さい。

一般的には楽曲と歌詞とは別個独立の著作物であつて、1個の著作物ではない、したがつて共同著作物にならないと考えられています。しかし、たとえばアメリカでは、楽曲と歌詞とを二人の人間が協働して相談しながらつくつたような場合、これは共同著作物になると考えています。つまり一個の著作物になることを認めています。歌詞と楽曲とを、たとえば一挙につくつたような場合、作品としての音楽は一個のものであつて、この楽曲も歌詞も音楽という作品の一要素でしかないと思います。私も楽曲だけが元々あつたとか、歌詞だけが元々あつたという場合でなく、作詞と作曲が一個の作品思想に基づいて作成された場合には、歌詞と楽曲が一体不可分なものとして、一つの音楽作品を構成していると考えます。

事実、音楽の多くは、曲を聴けばその歌詞が口をついて出てくるように、また、その歌詞を口ずさむときにはそのメロディに乗せているといったように、楽曲と歌詞とが不可分のものとして認識されているのが現実ではないでしょうか。作品としての個性があるのではないのでしょうか。また、言い過ぎかもしれませんが、音楽は、原始的には、即興の詩に節・リズムを付けることによってできたものではないのでしょうか。そこでは、明らかに、歌詞と楽曲は一体不可分の一作品といるように思います。

### 5. 一つの著作物における【人的】広がり

#### ( 1 ) 問題の所在

一つの著作物の概念を考える切り口の最後になりますが、著作物の人的広がりについて考えてみたいと思います。たとえば、共同研究の成果を、4人で構

成、中身を協議して、論文を起・承・転・結の4節に分けて4人がそれぞれ分担して執筆するとします。この場合に、共同著作物になるかどうかという問題を検討してみます。

共同著作物は、「二人以上の者が共同して創作した著作物であつて、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができないものをいう」と定義されています(2条1項12号)。ここでの問題は、この各人の寄与を分離して個別に利用することができないという要件の解釈になります。

半田先生の教科書に、共同著作物と結合著作物の区別の仕方として、「分離可能説」と「個別的利用可能説」とが紹介されています。分離可能説は、各人の寄与が物理的に分離可能であれば共同著作物にならない、それは結合著作物でしかないという考え方です。これに対して、個別的利用説は、物理的な切り方ではなく、「個別的利用」に重点のある切り方として書かれています。旧法では物理的な分離可能性で見る考え方だったのだけれども、現行法は個別的利用の可能性の考え方に立っているのだと説明されています。

しかし、問題は、個別的に利用可能というのは、何を基準にして個別的に利用可能と見るのかというところにあります。そこで、個別的に利用可能なものを表現単位で考えるアプローチと作品単位で考えるアプローチがあり得ます。前者を「表現的利用説」、後者を「作品的利用説」と呼ぶことにします。

## (2) 表現的利用説の問題点

表現的利用説は、表現として分離して個別に利用することができるのであれば、共同著作物にならないと考えます。つまり一部分の表現だけを抜き出して、ほかに利用できる場合には共同著作物にならないという考え方です。結果的には、広くこのアプローチが採られているように思います。しかし、この考え方によれば、物理的に分離可能な表現部分は、全て抜き出して利用できるもので、半田先生が指摘、批判されている、分離可能説と何の違いもありません。

大事なことは作品として利用できるかどうかの観点です。つまり、各人の寄与を分離して作品として個別に利用することができない場合に共同著作物だと見るべきではないかと思えます。つまり、抜き出して利用できるかどうかというのは、表現として見るのではなく、作品として見るべきです。そうすると、

この要件は、結局、結合著作物の場合にはこれを構成する各著作物を個別に利用できるの、結合著作物には共同著作物が成り立たないということを確認する意味でしかない、つまり確認的な要件でしかない、と思います。

私は、1個の著作物を作品単位で捉えるべきだとすれば、作品的利用説を採るべきだと思います。表現的利用説では、一個の著作物を作品単位で捉える作品説と、著作物概念に矛盾を生じます。【資料12】は、これを図で説明しようとしたものです。この楕円が一つの著作物です。この真ん中に走っている点線が物理的に分離可能で、抜き出して利用できるものの区切りです。作品としては全体で一個ですが、点線の上だけまたは下だけを抜き出して利用することができます。

表現的利用説の場合では、この抜き出して利用できる部分について「2人以上の寄与があるかどうか」によって共同著作物か否かが決まります。したがって、表現的利用説では、XとYが作成した上の部分は共同著作物ということになります。他方、Zは、下の部分を1人で作成しているの、共同著作者ではないということになります。しかし、作品的利用説からいいますと、楕円部分全体が1個の作品ですから、全体に「3人の人間の寄与がある」ので3人の人間の共同著作物だと見るということになります。

表現的利用説が作品説と矛盾するといいました。一つの著作物の概念について作品説を採ると、この楕円の作品を一人で作成した場合には、これを一つの著作物と考えます。ところが、表現的利用説では、点線の上半分のみが共同著作物になります。そうすると下半分はまた別の著作物だということになります。表現的利用説によれば、二個の著作物だという結論をとらざるを得なくなるわけです。したがって、同じ著作物について、何人で作成したかによって、著作物の個数が異なってしまうという矛盾した結果を生じます。表現的利用説によれば、一個の作品が一個の著作物だという作品説の考え方と矛盾が発生してしまいます。著作物の一般の理解の仕方からも乖離してしまうことになります。その結果、やはり作品的利用説を採らざるを得ないと思います。

### (3) 作品的利用説からの分析

裁判例を2つ紹介いたします。

「静かな焔事件」というものがあります。ここではある病気の方がある出版社から闘病手記を書かないかといわれて書くことにしました。その婚約者の方が、闘病者の方の面倒をみていて、最初はその闘病者の方の口述を婚約者がテープにとり、それを原稿に起こしました。これが、本の中のA部分です。その後病状が悪くなり、要点だけを闘病者から聞いて婚約者の方が文章に起こしました。これが本の中のB部分です。その後、闘病者の方が入院して亡くなられたので、亡くなった後に婚約者の方が入院後のいきさつであるとか、亡くなられてからのこととかを1人で書きました。これが本の中のC部分です。このような3つの部分から成る本について共同著作物性が争われた事件です。この本は3章から成っているのですが、A部分は第1章に対応しています。B部分は第2章のほとんどの部分、C部分は第3章の全部と第2章の終わりの部分というように、ABCの部分は、章とは対応はしていません。この判決は、つぎのようにいっています。

「全体として連続する事柄を記したものではあるが、それぞれにまとまりを有する文章であり、分離しても個別的に利用することが可能であると認められる(甲一)ので、AB部分の文章とC部分の文章が全体として国夫と被告福井(これは婚約者ですが)を著作者とする共同著作物にあたりと認めることはできない。」

つまり、A部分是一个の共同著作物、B部分はまた別の共同著作物、C部分はその婚約者の単独著作物という分け方をしております。

しかし、これは一個の本です。同じテーマで、創作意思がAB部分はつながっているわけです。これを制作手法がAとBと違うだけで、制作意図も制作思想も全く同じであるのに、AB部分が別の著作物だと見るのは、誤りではないかと考えます。

この事案では、C部分については別の著作物だと見る余地もあります。というのは、亡くなられる前に共同著作の意思を持っていたので、その意思が継続しているのであれば、一方の方が亡くなられても一個の著作物として見ることになります。しかし、亡くなられてから婚約者の方はいったん執筆を止めました。その後出版社の方に説得されて続けようという気になったようです。したがって、C部分においては制作意図がいったん中断したという事実がある

ので、制作意思の継続を否定すれば、C部分は別の著作物だと見ることもあり得ると思います。しかし、制作意思の復活・継続を認めることも十分に可能であったと思います。

次に、「在宅介護事件」ですが、この事件では問題になっている部分がいくつもあります。ここでは「書籍六」と言われているところだけを取り上げます。東京地裁の判決は、これがポイントなのですが、「イラストと説明文とからなり、両者が一体として作成されている」と認定しています。さらに判決は、そのようなだけけれども、「説明文のみ、あるいはイラストのみを分離して利用することも可能であるので……」と述べています。

一体として作成されているということは、作品としての一体性を認めているのです。しかし、分離して利用することも可能だといっているということは、物理的に分離することが可能だという意味としかとれないわけです。したがって、ここでの理解の仕方というのは、先ほど申し上げたところの、表現的利用説ないしは物理的分離可能説に立っていると言わざるを得ません。

## 6. まとめ

### (1) 作品説による著作物概念

そこで、以上の点をまとめますと、【資料13】のようになります。

まず著作物の数量的な広がりという点からいいますと、一つの作品としての完結性、独立性があるかというところから見るべきだと思います。それを判断する基準としては、物語、作品思想の完結性が第一ですが、補助的な基準としては、創作意図の個性であるとか、創作行為の個性、もしくは公表行為の一回性というような点も参考になる基準だと思います。

次に著作物の時間的な広がりですが、基本的には中間生成物というのは、完成作品の副生物として見るべきであろうと思います。単純に完成作品の表現の範囲をはみ出すようなものについては、独立の著作物だと見ないといけないと思います。しかし、それを多少はみ出しても、大まかな部分は重なりがあるようなものは、その範囲内で見られるのではないかと思います。

さらに、カテゴリー的な広がりですが、複数のカテゴリーにまたがる一つの作品もあり得ると思います。別のカテゴリーのものは別の著作物だという考え

方もあり得ます。しかし、ここは思い切って、別のカテゴリーにまたがるものでも一つの作品を成す、一つの著作物を構成すると、はっきり認めたい方がいいのではないかと思います。

最後に、著作物の人的広がりとしては、一つの表現ではなく、一つの作品について共同制作があるかどうか、それによって共同著作物かどうか決まる問題だと思います。

## (2) 応用問題としての漫画

そこで、最後に応用問題を一つ考えてみたいと思います。【資料14】を見てください。

ストーリーの作者とイラストの作者が異なる場合の漫画について考えてみます。具体的には「キャンディ・キャンディの事件」を考えていただければいいと思います。原作者と作画家の両者が構想を協議して分担を決めて共同して漫画を作ります。一方の側がストーリーをつくって、他方の側がそれに合った絵を作るということをした場合に、これは一個の著作物になるのか、それとも二次的著作物になるのか。つまりストーリーをつくったというのは、脚本として独立した著作物として認めるべきかどうか、という問題です。

一方の側がストーリーをつくるわけですが、もともと原作があった場合には、もちろんそれが漫画の原著作物であって、漫画は二次的著作物になります。ところで、漫画が脚本の二次的著作物になるということは、脚本の表現、すなわちストーリーが漫画の表現を構成していることを意味します。ストーリーを漫画に組み入れる方法としては、漫画から独立していったん脚本を作成し、これを漫画に複製・翻案させる間接的方法と、直接漫画の制作に寄与する直接的方法があり得ます。前者の間接的方法であれば、漫画は脚本の二次的著作物になります。後者の直接的方法であれば、漫画は共同著作物になります。前者と後者の違いは、漫画という一つの作品に対する制作意思の共有と制作行為のへ寄与があるかないかです。

他方、その漫画をつくろうということで、ストーリー作家とイラスト作家と一緒に共同して作業をした場合には、完成作品としての漫画自体をつくったのであって、原著作物としての脚本をつくったということにはなりません。先

に述べた直接的方法として、漫画の表現要素であるストーリーを直接制作した関係にあると思います。一つの作品を成す表現の創作に2人以上が寄与すれば共同著作物になります。

ところで、原作原稿は独立した著作物かと考えると、元から出来上がっているものであれば話は別ですが、原作原稿が完成作品である漫画をつくる過程で生まれたものであれば、これは単独著作物の場合についてお話しました中間生成物の問題です。それと完成した作品と、全く同じストーリーであれば、これは完成作品の複製物でしかありません。たとえそのストーリーを小説という形で製作過程の中でつくったとしても、それは単に中間生成物でしかない、独立の著作物性はないものだろうと思います。

では、完成作品は共同著作物かということ、出来上がった漫画からストーリーだけを抜き出して小説化するとか、漫画から一部分のイラストだけを抜き出すというようなことは当然可能です。しかし、だからといって共同著作物の定義「分離して個別に利用可能か」というときの「個別に利用可能か」は作品として見るわけですから、共同著作物だということになります。

とすると、このキャンディ・キャンディ事件では、東京地裁は、原作の原稿というのは原作品であって、漫画は二次的著作物だと判断しています。しかし、東京地裁が認定した共同作業として漫画をつくっていたという事実認定に、今申し上げました論理を適用すると、原著作物として原作原稿があったとは考えられません。共同著作物だと言わざるを得ません。

本日使いましたスライドは、私の事務所のホームページに掲載しています (<http://itlaw.jp/news.html>) ので、ご参考になればお使いください。

ご静聴ありがとうございました。

了